

株式会社フジックス定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社フジックスと称し、英文では、FUJIX Lt d. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は下記の業務を営むことを目的とする。

1. 各種繊維による縫糸の製造及び販売
2. 編糸、刺しゅう糸など各種繊維製品の製造及び販売
3. 生糸、撚糸その他各種繊維及び中間製品の販売
4. 服飾雑貨製品の製造及び販売
5. 太陽光発電等による電気の供給・販売
6. 前各号に付帯する業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を京都市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当会社は取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は3,989千株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規則)

第 8 条 当会社の株式に関する取扱い及び株主の権利の行使に関する手続きは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

(単元未満株主の権利)

第 10 条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を使用することができない。

(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利

(2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当会社は毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は取締役社長が招集しその議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 14 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決

権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選 任)

第 18 条 取締役の選任は株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 20 条 取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、取締役会長 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第 21 条 取締役社長は取締役会を招集しその議長となる。
- 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会を招集するには、会日から 3 日前までに各取締役に對しその通知を発する。
- 但し、緊急の必要ある場合はこの限りでない。
3. 取締役会の決議は、当該事項の決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。
4. 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

5. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
6. 取締役会の運営その他に関する事項については取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役との責任限定契約)

第 22 条 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 23 条 監査等委員会を招集するには、会日から 3 日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。

但し、緊急の必要ある場合はこの限りでない。

2. 監査等委員会の決議は、当該事項の決議に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。
3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 24 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 25 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 26 条 当会社は取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 27 条 期末配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以上